

東京慈恵会医科大学の各病院長選任等規則

制定 平成18年3月23日

改定 平成30年5月28日

第1条 寄附行為施行規則第31条に規定する東京慈恵会医科大学附属病院（以下「附属病院」という）、葛飾医療センター、第三病院及び柏病院の各病院長（以下「病院長」という）の選任等に係る事項は、この規則による。

第2条 各病院長の選任方法は、特定機能病院である附属病院については東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）の推薦に基づき、それ以外の病院については学校法人慈恵大学理事長（以下「理事長」という）の推薦に基づき、学校法人慈恵大学理事会（以下「理事会」という）が選任するものとする。

第3条 理事会は、附属病院の病院長（以下「附属病院長」という）の選任が必要となったときは、選考委員会を設置する。

2. 選考委員会は、附属病院長の任期満了日の90日前に設置しなければならない。また、辞任、退任、解任、死亡その他の事由により任期途中で附属病院長が欠けたときは、欠員の日から60日以内に設置するものとする。

3. 選考委員会は、理事会において附属病院長が選任されたときをもって解散する。

4. 選考委員会に関する事項については、選考委員会に関する内規で定める。

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる選任基準により、附属病院長の候補者1名を選出し、理事会に推薦する。

（1）医師であること

（2）心身とも健全にして人格高潔であること

（3）組織管理能力など病院の管理運営上必要な資質、能力を有すること

（4）医療安全確保のために必要な資質・能力を有すること

（5）診療及び臨床教育に関しての識見を有すること

2. 選考委員会は、前項の選任基準に基づき提出書類を審査し、必要に応じて附属病院長候補者との面談や必要事項の調査を行う。

3. 附属病院長候補者が提出する書類及び様式は別に定める。

第5条 理事会は、前条により推薦された附属病院長候補者について審議し、出席した理事の過半数の議決により附属病院長を選任する。

2. 前項の候補者の選任議案が理事会で可決されなかった場合には、理事会は選考委員会にその経過を報告して新たな附属病院長候補者の選出を諮問するものとし、新候補者が選任されなかった場合も同様とする。

3. 理事会は、選考結果及び選考理由等を公表する。

第6条 理事長は、第4条第1項の選任基準により、葛飾医療センター、第三病院及び柏病院の各病院長の候補者（以下「各病院長候補者」という）を理事会に推薦する。

第7条 理事会は、前条により推薦された各病院長候補者について審議し、出席した理事の過半数の議決により各病院長を選任する。

2. 前項の候補者の選任議案が理事会で可決されなかった場合には、理事会は理事長にその経過を報告して新たな附属病院長候補者の選出を諮問するものとし、新候補者が選任されなかった場合も同様とする。

第8条 病院長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、東京慈恵会医科大学専任教員の地位を退いたときには、病院長を退任しなければならない。

3. 前任者の任期途中で就任した病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 理事会は、病院長が次の各号の一に該当するに至ったとき、理事総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(1) 法令または寄附行為に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) 病院長としてふさわしくない非行のあったとき

第10条 病院長は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 定年

(3) 辞任

第11条 本規程に関わる主管は、法人事務局総務部総務課とする。

附 則

1. この規則は、平成18年3月23日より施行する。

2. 次の規程を廃止する。

・東京慈恵会医科大学附属機関長選任規程

・東京慈恵会医科大学附属病院長に関する選挙管理委員会内規（教授会申合わせ事項）

・東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選挙に関する内規

改 定 平成30年5月28日